

ごあんない



かおりの園 (ハーブ園)



当センター屋上から玄界灘と毘沙門山を望む



視覚障害者対象の支援施設
国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局 福岡視力障害センター

センターの目的とサービス事業内容

視覚に障害のある方々を対象に国が設置し福岡市の指定を受けた指定障害者支援施設である当センターは、視覚に障害のある方の自立と社会参加を支援することを目的にしています。

提供する昼間実施サービスには、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成のための**就労移行支援（養成施設）**と日常生活に必要な諸技術を身につけるための**自立訓練（機能訓練）**があり、昼間利用サービスを利用される方で、通所が困難な方に宿舍利用のサービス（夜間・休日におけるサービス）として、**施設入所支援**を行っています。

基本理念

1. 私たちは、利用者の基本的人権を尊重します。
2. 私たちは、利用者の自立と主体性を尊重したサービスを提供します。
3. 私たちは、利用者が社会の一員として、あらゆる活動に参加できるよう支援します。

基本方針

1. 私たちは、あらゆる場面で利用者の基本的人権を尊重することを最重要事項とします。
2. 私たちは、利用者が施設の主体であることを常に自覚し利用者個々のニーズに対応したサービスを提供します。
3. 私たちは、利用者の意見を取り入れながら、客観的に妥当性のある支援を目指します。
4. 私たちは、利用者が社会の一員として、自立と社会経済活動への参加のために、あらゆる機会を通じて支援します。
5. 私たちは、より人間性を高めるとともに、専門的な知識と支援技術の向上に努めます。

センターの概要

1. 設置者
厚生労働大臣
2. 沿革
昭和44年 1月 国立福岡視力障害センター設置
国立の視覚障害者施設として西日本地区（山口県および九州各県）を対象に設置
平成15年 4月 措置制度から支援費制度への移行に伴い、対象地域を西日本地区から全国に変更
平成18年10月 障害福祉サービス事業の開始
障害者自立支援法に基づき、福岡県から「指定障害者支援施設」として指定を受ける。サービス内容は、就労移行支援（養成施設）、自立訓練（機能訓練）、施設入所支援とした。
平成22年 4月 国立更生援護機関の組織再編により、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局福岡視力障害センターに改称
平成24年 4月 福岡県から福岡市の指定に変更

就労移行支援（養成施設）

●理療教育の目標

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」その他関係法令に基づき、視覚に障害のある方に、理療教育（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の養成）を行い、その就労を支援し、社会に貢献し得る有能な施術者として自立と社会参加を支援することを目標としています。

●理療教育の内容

基礎分野

授業科目 人文科学概論
社会科学概論
自然科学概論
保健体育

専門基礎分野

授業科目 解剖学、生理学、衛生学・公衆衛生学、病理学概論、医療概論、関係法規、臨床医学総論、臨床医学各論、リハビリテーション医学

専門分野

授業科目 東洋医学概論
東洋医学臨床論
経絡経穴概論 など
あん摩マッサージ指圧の理論と実技
はり・きゆうの理論と実技、臨床実習



●理療教育の流れ

利用開始

（毎年4月初旬）

教育期間

●あん摩マッサージ指圧、はり、きゆう科専門課程 修業年限3年（昼間）
上記の期間、教育を受け所定の単位を修得した方には、厚生労働大臣が行うあん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験及びきゆう師国家試験の受験資格が与えられます。

国家試験受験

この試験に合格するとあん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証及びきゆう師免許証の交付を受けることができます。

卒業及び
修了後の進路

卒業、免許取得後は治療院の開業や病院・老人施設等への就職、一般企業にヘルスキーパー（企業内理療師）としての採用の途があります。

●称号の付与

卒業した方には、専門士（医療分野専門課程）の称号が付与されます。

自立訓練（機能訓練）

視覚に障害のある方の訓練を実施します。申込手続き後の審査が完了し次第、随時利用開始となります。なお、定員を超えた場合、欠員が生じるまでお待ち頂く場合があります。

●自立訓練の目標

保有視機能あるいは視覚以外の諸感覚を効果的に利用し、社会生活を円滑に送れるように必要な知識、技能を習得することを目標としています。

●自立訓練の内容

ロービジョン訓練

（日常生活での視覚活用、補助具を利用するための訓練）

コミュニケーション訓練

（点字、音声読み上げ機能によるパソコン・タブレット操作等）

歩行訓練

（屋内から屋外の安全な移動手段の獲得、白杖操作技術の習得）

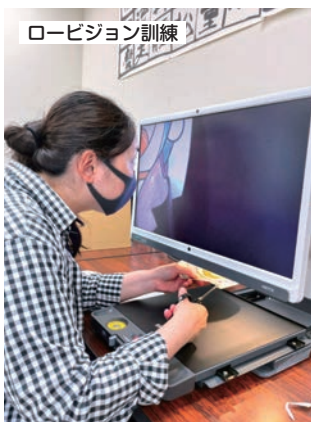
日常生活訓練

（身辺管理、家事管理、調理等）

※実施する訓練内容、期間については一人ひとりのニーズによって異なります。

●修了後の進路

- 原職復帰
- 新規就労
- 復学
- 就労移行支援（養成施設）
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 家庭復帰など



施設入所支援

昼間実施サービスを利用される方で、通所が困難な方に宿舍利用のサービスを行っています。

日課時限

起	床	7:00
ラジオ体操		7:25～7:35
朝	食	8:00～8:30
授業・訓練		9:00～12:30
昼食・休憩		12:30～13:30
授業・訓練		13:30～16:05
夕	食	17:30～18:00
門	限	21:10(土・日・祝日 21:30)
点	呼	21:15(土・日・祝日 21:30)
消	灯	24:00



- 居室は個室です。
- 訓練が休みの土曜・日曜・祝日も宿舍が利用できます。
- 宿舍には、食堂・浴室・洗濯室・談話室などの設備があります。
- 食事はカロリーと栄養のバランスのとれた給食を提供します。
- 浴室のほかシャワー室があります。



社会的・心理的支援

社会生活、職業生活が、円滑に営まれるよう福祉サービス等の情報を提供すると共に相談・支援を行います。

また、訓練や宿舍生活で生じる悩みやストレス、不安の軽減・解消を図るため、希望者には外部の臨床心理士によるカウンセリングを行っています。



健康管理支援

眼科検診、内科検診、歯科検診等、医師、歯科医師による検診を年2回実施しています。又、生活習慣病検診や健康相談・保健指導を通して、健康状態を把握する機会を提供し、主体的に健康管理ができる様に支援します。



クラブ活動

利用者で組織運営される自治会を中心に利用者の相互理解と親睦を目的にクラブ(スポーツ・文化)活動を行っています。



利用案内

●定員

【就労移行支援(養成施設)】

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科 専門課程(修業年限3年) 60名

【自立訓練(機能訓練)】

定員10名

●利用対象者

就労移行支援（養成施設）

【あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科 専門課程（修業年限：3年）】

視覚に障害のある方で、施設利用について市区町村から「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けた18歳以上で、次の①又は②に該当する方

- ①学校教育法第90条1項の大学に入学することができる方
- ②当センターが実施する「個別利用資格審査」によって高等学校を卒業した方と同等以上の学力があると認められた方

自立訓練（機能訓練）

視覚に障害のある方で、施設利用について市区町村から「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けた15歳以上の方

●利用開始までの流れ

相談・申し込み手続き

利用を希望される方は、市区町村、当センター又は相談支援事業者にご相談ください。サービスの内容を確認されましたら、当センターに申請書を送付してください。

利用の承諾

- (就労移行支援〈養成施設〉) 一次(書類)審査後、二次審査(一般教養に関する審査、身体機能に関する審査、面接等)を行い利用の可否を決定します。
- (自立訓練〈機能訓練〉) 原則として、提出される申請書類等により、随時審査します。

市区町村のサービス給付費の決定

市区町村が審査の上、利用料の決定を行い、施設利用開始までに障害福祉サービス受給者証を発行します。発行にあたり、相談支援事業所又は本人によるサービス等利用計画(案)の作成が必要になります。

利用契約

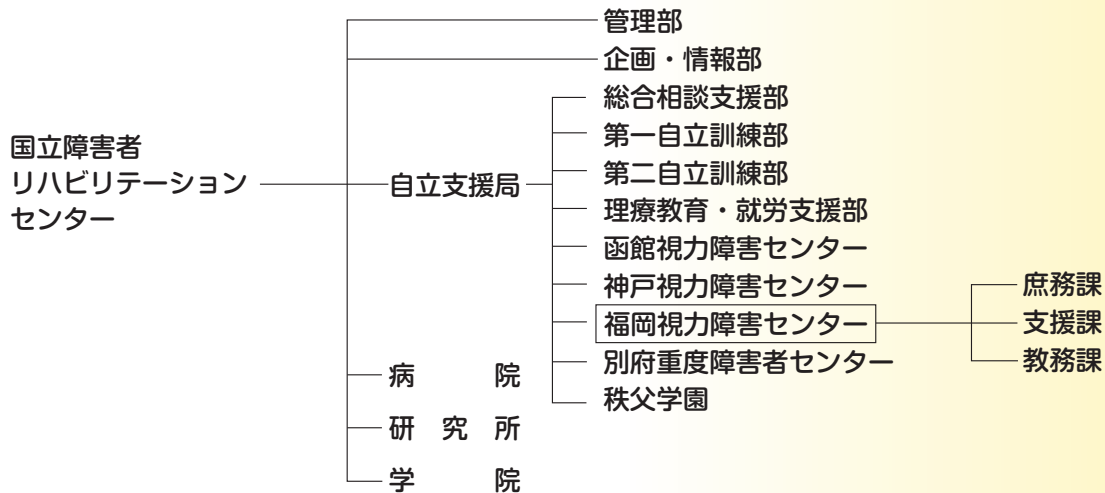
施設利用が決定した方に対し、重要事項説明書により当センターのサービス内容を改めて説明し、説明書内容に同意された方と利用契約を取り交わし、利用開始となります。

●利用料について

利用料については、法令等に定められた定率負担分(障害福祉サービス費の総額の1割)と実費負担分(食費・光熱水費)となります。

なお、利用料については、個々の所得状況に応じて軽減措置がありますので、お住まいの市区町村担当者にお問合わせ下さい。

組織図



利用相談・見学案内

- 施設利用についての相談・見学案内は以下へご連絡ください。



国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局
福岡視力障害センター 支援課

〒819-0165 福岡市西区今津4820-1

TEL 092-806-1361 (代表) 092-807-2844 (相談専用)

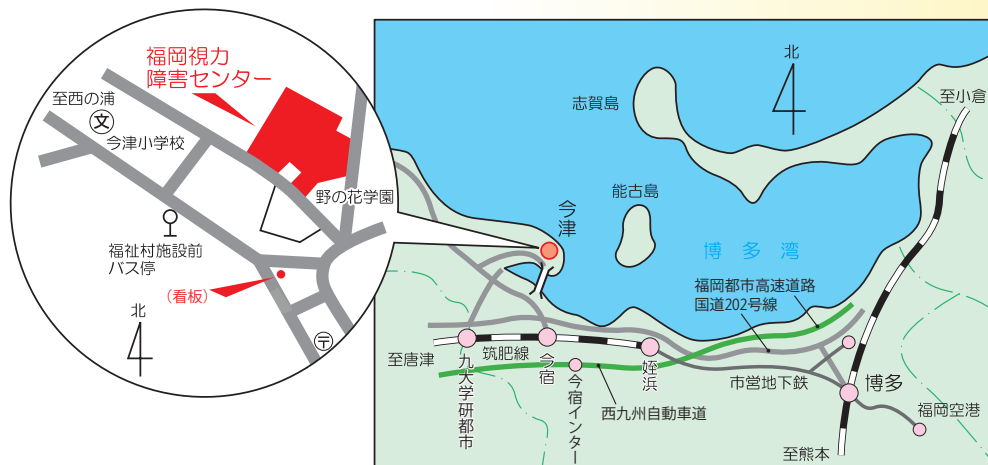
FAX 092-806-1365

Eメール shienka-f@mhlw.go.jp

ホームページ <http://www.rehab.go.jp/fukuoka/>

※利用の申込を検討されるに当たっては、サービスの内容を十分にご理解いただけますよう、事前の見学をお勧めします。

交通機関



◎最寄り駅 九大学研都市駅 (JR筑肥線)

◎最寄りバス停 福祉村施設前 (九大学研都市駅で昭和バス「西の浦」行に乗車)
バス停から徒歩10分